

調査の概要

- 1 この調査は昭和 32 年から住民基本台帳法(昭和 32 年から昭和 42 年までは住民登録法)、住民基本台帳等人口調査要綱及び同要領に基づき、区市町村長から毎年1月1日午前零時現在の世帯数、人口及び年齢構成を毎年1月上旬に報告を受け、集計しているものである。
なお、住民基本台帳法は、平成 21 年法律第 77 号において、住民基本台帳法の一部を改正する法律が成立し、平成 24 年7月9日に施行されたことに伴い、日本人住民と同様に、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えられることとなった。
- 2 調査項目は、住民基本台帳に記載されている区市町村ごとの世帯数、男女別人口、町丁(字)別及び年齢別人口である。
- 3 調査対象としての人口・世帯数とは、東京都内の区市町村に住所を定めている者として、当該区市町村の住民基本台帳に記載されている者の数及びそれらの者が構成している世帯の数である。
- 4 町丁(字)制を施行していない地域等については、通常用いている区画(自治会、町会名称等)によることとしたが、利島村、神津島村、御蔵島村及び青ヶ島村については、村を1つの区画とした。

利用上の注意

- 1 数値は、特にことわり書きのない限り、令和 5 年1月1日現在の数値を示す。
- 2 「0.00」は表章単位未満を、「－」印は皆無又は該当数字のないことを、「△」印は減を示す。
- 3 数値の表章単位未満は、四捨五入してあるため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- 4 統計表第 5 表における町丁名の表記及び掲載順は区市町村からの報告に基づいている。

<問い合わせ先>

総務局統計部人口統計課推計人口担当
電話 03-5321-1111(代表) 内線 25-511
03-5388-2531(直通)

年齢早見表（満年齢）

年齢	生まれた年		年齢	生まれた年		年齢	生まれた年		年齢	生まれた年	
	年号	西暦		年号	西暦		年号	西暦		年号	西暦
0	令和 4	2022	27	平成 7	1995	54	昭和 43	1968	81	昭和 16	1941
1	3	2021	28	6	1994	55	42	1967	82	15	1940
2	2	2020	29	5	1993	56	41	1966	83	14	1939
3	令和元・平成 31	2019	30	4	1992	57	40	1965	84	13	1938
4	平成 30	2018	31	3	1991	58	39	1964	85	12	1937
5	29	2017	32	2	1990	59	38	1963	86	11	1936
6	28	2016	33	平成元・昭和 64	1989	60	37	1962	87	10	1935
7	27	2015	34	昭和 63	1988	61	36	1961	88	9	1934
8	26	2014	35	62	1987	62	35	1960	89	8	1933
9	25	2013	36	61	1986	63	34	1959	90	7	1932
10	24	2012	37	60	1985	64	33	1958	91	6	1931
11	23	2011	38	59	1984	65	32	1957	92	5	1930
12	22	2010	39	58	1983	66	31	1956	93	4	1929
13	21	2009	40	57	1982	67	30	1955	94	3	1928
14	20	2008	41	56	1981	68	29	1954	95	2	1927
15	19	2007	42	55	1980	69	28	1953	96	昭和元・大正 15	1926
16	18	2006	43	54	1979	70	27	1952	97	大正 14	1925
17	17	2005	44	53	1978	71	26	1951	98	13	1924
18	16	2004	45	52	1977	72	25	1950	99	12	1923
19	15	2003	46	51	1976	73	24	1949	100	11	1922
20	14	2002	47	50	1975	74	23	1948	101	10	1921
21	13	2001	48	49	1974	75	22	1947	102	9	1920
22	12	2000	49	48	1973	76	21	1946	103	8	1919
23	11	1999	50	47	1972	77	20	1945	104	7	1918
24	10	1998	51	46	1971	78	19	1944	105	6	1917
25	9	1997	52	45	1970	79	18	1943	106	5	1916
26	8	1996	53	44	1969	80	17	1942	107	4	1915

誕生日に達したとき、この年齢に1歳を加える。